

資料4 - 1

男女共同参画の形成の促進に関する施策についての苦情内容等の把握について

平成16年10月
内閣府男女共同参画局

1 対象とする機関等

総務省行政相談制度
各府省行政相談窓口(男女共同参画推進本部主管課等を通じて照会)
都道府県・政令指定都市の苦情処理機関等

2 対象とする苦情

- (1) 国や地方公共団体が実施する法律、条例等に基づく制度や公費を投入する施策の在り方、これらの制度・施策の運用を含む業務運営の在り方についての国民・住民からの苦情(不平・不満・提案等)のいわゆる男女共同参画に関する施策についての苦情に該当するもの。人権が侵害された場合における被害者の救済に関する苦情(要望・意見等)は除く。
- (2) 受付・処理に係る期間が次のいずれかである苦情であること。
 - ・平成15年度中に受け付けて処理を行ったもの。
 - ・平成14年度以前に受け付けて平成15年度中に処理を行ったもの。
 - ・平成14年度以前又は平成15年度中に受け付けたが未処理のもの。

3 把握内容

受付年月日、申出者(個人・団体別及び個人にあっては性別)、区分(申出内容を男女共同参画基本計画の重点目標ごとに分類したもの)、申出内容、処理年月日(未処理である場合には、その旨)、処理結果及び施策改善への反映状況

4 その他

都道府県・政令指定都市については、併せて苦情処理体制についても調査を行い、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成16年度)」(平成16年8月)において公表した。

国の施策についての苦情等

区分	件数				国政モニター (参考)	主な事例 申出内容	処理結果及び施策改善への反映状況
	総務省 行政相談	各府省	計				
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	19	10	29	2	男女共同参画社会実現のための活動拠点であるセンターの設置を推進してほしい。	総務省から県に要望内容を連絡し、当省主催の行政相談懇談会において県から申出団体に検討状況の説明を行った。	(総務省 行政相談)
					内閣府、関係省庁はポジティブ・アクション計画を策定し、登用状況や管理職等の数値目標を設定し、実現を図るよう要望する。	次のとおり回答した。 閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においても、「指導的地位に女性が占める割合が2020年までに少なくとも30%程度になるよう期待」することが盛り込まれている。まず政府が積極的に取り組む必要があり、女性国家公務員の登用・採用の拡大について、男女共同参画推進本部の下、取組を推進していく。	(内閣府)
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	31	136	167	1	公共職業安定所の研修会において講演を行った際、同所の職員から「男女共同参画というのは嫌いだし、男女雇用機会均等法というのもどうかと思う。」と言われた。この発言に納得がいかない。	総務省から労働局に申出内容を連絡した結果、同局において職員への指導等の対応が図られたので、その旨申出人に回答した。	(総務省 行政相談)
					夫婦別姓制度を早く実現してほしい。	一般的な要望であるので、関係機関との連絡会等の際に情報提供を行うこととした。	(総務省 行政相談)
					夫婦別氏制度に賛成であり、早急に法改正を実現してほしい。	選択的夫婦別氏制度の導入の問題については、国民各層の意見が分かれているが、本問題は、婚姻制度や家族の在り方と関連する重要な問題であり大方の国民の理解が得られるような状況で制度を導入すべきと考えている。当省は、本問題に関係する法制審議会答申や制度の概要をホームページにおいて紹介する等して国民各層への周知を図っており、今後も国民各層の意見を幅広く聞き、各方面における議論の推移等を踏まえながら、引き続き検討したいと考えている。なお、申出内容は、法改正を望む意見の表明であり、特に当省の回答を求める内容ではないので、担当部署で回覧するに留めている。	(法務省)
					選択的夫婦別氏を導入しない理由及び今後の予定についての質問	上記の内容を回答した。	(法務省)
					夫婦別氏制度に反対である。	上記の内容を回答した。	(法務省)

区分	件数				主な事例	
	総務省 行政相談	各府省	計	国政モ ニター (参考)	申出内容	処理結果及び施策改善への反映状況
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	5	5	10	3	企業における男女の均等な機会と待遇が確保されるよう、男女雇用機会均等法の趣旨を積極的に周知してほしい。	一般的な要望であるので、関係機関との連絡会等の際に情報提供を行うこととした。 (総務省行政相談)
					子育て後の再就業支援等の観点から、募集・採用における年齢制限は撤廃すべきである。	匿名の意見であるため回答はしていないが、影響調査専門調査会における女性のライフスタイルの選択と雇用・就業についての調査検討に当たって参考とした。 (内閣府)
					男女平等により女性が職場進出し、男性賃金が減少し、少子化が進む。少子化対策は的はずれである。	意見・要望として、関係施策の担当部署で回覧した。 (厚生労働省)
					女性の職場進出は少子化を進め、年金制度の基盤を危うくする。	意見・要望として、関係施策の担当部署で回覧した。 (厚生労働省)
					男女別求人を表示しないという均等法の趣旨は正しいが、求職者が各企業の求人性別を把握できるよう女性のみを採用したい場合はそれを想像させる文言等を用いれば求職活動がスムーズに行えるのではないか。	意見・要望として、関係施策の担当部署で回覧した。 (厚生労働省)
					女性は、職場で子ども扱いや、男性より低い地位にいるといった言動を受けることが多々ある。きちんと働いていても、そういう扱いが続くのではないかという不満が残る。	意見・要望として、関係施策の担当部署で回覧した。 (厚生労働省)
4 農山漁村における男女共同参画の確立	0	1	1	0		
5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	19	4	23	5	公共職業安定所において母子家庭の状況をしつこく尋ねられた。非常に不愉快に感じたので、このようなことがないように注意してほしい。	総務省から同所に申出内容を連絡した結果、同所において職員への指導等の対応が図られたので、その旨申出人に回答した。 (総務省行政相談)
					行政機関が開催する講座・講演会においては、託児所等を確保してほしい。	総務省から税務署、労働局、社会保険事務局等に要望内容を連絡し、当省主催の行政相談懇談会においてこれらの機関から申出団体に取組方針等の説明を行った。 (総務省行政相談)
					仕事と家庭の両立支援策(保育サービスの充実、再就業支援、育児休業中の経済支援等)を推進してほしい。	一般的な要望・意見であるため回答はしていないが、今後の取組の参考とする。また、影響調査専門調査会における女性のライフスタイルの選択と雇用・就業についての調査検討に当たって参考とした。 (内閣府)
					未就学児の病後保育、企業での看護休暇等の導入が実施されれば、出生数も増え、仕事との両立もしやすくなると思う。	 (国政モニター)

区分	件数				主な事例			
	総務省 行政相談	各府省	計	国政モ ニター (参考)	申出内容	処理結果及び施策改善への反映状況		
6	高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	2	0	2	0	e-Japan重点計画に基づく村のパソコン教室で3年間受講した結果、高度な操作もできるようになったが、先日パソコンが稼働せず困り果てた。こうした問題に対応できる支援センターを設けてほしい。	行政相談委員から村に対して参考までに通知したところ、職員が支援するとの回答を得たので、その旨申出人に回答した。	(総務省 行政相談)
7	女性に対するあらゆる暴力の根絶	21	3	24	2	県からDV被害者の一時保護の委託を受けているが、平成14年度は委託金等の支給が非常に遅く、資金のやりくりが大変であった。15年度からは、早い時期に支給してほしい。	総務省から県に照会したところ、平成14年度は事業の初年度であったため、概算額の見込み違いにより委託金等の支給が遅れたが、15年度からは前年度の実績により概算額の見込みが立つので、早い時期の支給が可能との回答を得たので、その旨申出人に回答した。	(総務省行政相談)
						夫の暴力から逃れるため、県の女性相談所に保護を依頼したが、「ここは女性の自立が目的であるので、生活保護を受けたらどうか。」と断られた。同所の対応に納得がいかない。	行政相談委員から県へ、本人は自立可能であることを説明し入所の申し入れを行ったところ、できる限りの支援を行うとの回答を得たので、その旨申出人に回答した。	(総務省行政相談)
						配偶者からの暴力の被害者が、行政担当職員の対応により二次的な被害を受けている例が多く聞かれる。	次のとおり回答した。 各都道府県の配偶者暴力相談支援センターの担当者を集めた会議を年2回開催しているほか、全国の女性センター等の職員等を対象とした研修を実施している。また、相談員をはじめ職務関係者を対象に、「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成・販売し、この中で、被害者への対応の方法についても取り上げている。	(内閣府)
						現在の配偶者暴力防止法は被害者の保護に重点が置かれているが、問題の根本的解決には加害者への"救済策"も必要だと思う。医学・心理学の面から対応できるシステムを作ってはどうか。		(国政モニター)
8	生涯を通じた女性の健康支援	1	0	1	0			
9	メディアにおける女性の 人権の尊重	12	1	13	0	行政機関は、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を積極的に活用してほしい。	総務省から税務署、労働局、社会保険事務局等に要望内容を連絡し、当省主催の行政相談懇談会においてこれらの機関から申出団体を取組方針等の説明を行った。	(総務省行政相談)
						「節電隊」の隊員が女性ばかりなのはなぜか。男女共同参画社会を推進する政府が、「節電(家事)」は女性の仕事というような性別による固定観念とも取られない人員配置をするのはいかがなものか。このようなキャンペーンをするときは、是非配慮してほしい。	今後キャンペーンを行う際の参考とする。 本キャンペーンは、平成15年度限りのものであったが、今後、同様のキャンペーン等を催す場合には配慮していきたい。	(経済産業省)

区分	件数				主な事例		
	総務省 行政相談	各府省	計	国政モ ニター (参考)	申出内容	処理結果及び施策改善への反映状況	
10 男女共同参画を推進し 多様な選択を可能にする 教育・学習の充実	8	2	10	0	男女共同参画社会の推進のためには、男性の意識改革が必要であるので、そのための学習等の機会の場を充実してほしい。	一般的な要望であるので、関係機関との連絡会等の際に情報提供を行うこととした。	(総務省 行政相談)
					「ジェンダー・フリー」という言葉について、文部科学省としてどのような対応をしているのか。	平成14年12月に、男女共同参画に関する国会の質疑についての資料を、全国の教育委員会へ送付をしており、趣旨の徹底を図っている旨を回答した。さらに、内閣府の通知を踏まえ、平成16年4月にも教育委員会へ送付しており、周知を図っているところである。	(文部科学 省)
					間違った男女平等教育により、児童虐待や子どもの躰ができない母親が輩出された。きちんと子育てができる母親になるよう女子教育が必要である。	意見・要望として、関係施策の担当部署で回覧した。	(厚生労働 省)
11 地球社会の「平等・開 発・平和」への貢献	5	4	9	0	女子差別撤廃条約に基づく勧告の履行を求める。	次のとおり回答した。 委員会最終コメントを迅速に和訳してホームページに掲載するほか、えがりてネットワーク企画委員会主催による「聞く会」も開催し、内容の周知及び意見聴取に努めている。各府省においては、その内容を吟味しつつ対応を検討しているが、苦情処理・監視専門調査会においても取組の方向性についてフォローしている。	(内閣府)
その他	-	3	3	5	ジェンダーの視点を持たない相談員、行政職員に困っている。このような人たちの意識変革を目指し、指導してほしい。	匿名の意見であるため回答はしていないが、地方公共団体の職員を対象とする研修の実施や相談員等を対象とする手引等の作成・配布に当たって参考とする。	(内閣府)
					男女共同参画に関する各種講演会、公聴会等に参加してきたが、会合のほとんどが女性中心で行われており、男性不参加の状態だった。各種行事への男性の参加を促すためには開催日を平日昼間は避け、休日や参加しやすい時間帯を選ぶなど配慮するとともに積極的に呼びかける必要があると考える。		(国政モ ニター)

- (注) 1. 内閣府では、行政相談窓口に寄せられた苦情に限らず、男女共同参画局に直接寄せられた苦情等も対象とした。
2. 厚生労働省では、対象期間を平成16年5月1日～31日とした。また、雇用均等・児童家庭局の所掌に係る案件のみを対象とした。
3. 国政モニターは、内閣府(大臣官房政府広報室)が、政府の施策に対して広く国民から意見、要望などを聴取し、国の行政施策の参考とするために、毎年度、全国民(満20歳以上)を対象とする一般公募に応募した者の中から、県別人口、職業別などの基準により550名を選定し、依頼している。
4. 「処理結果及び施策改善への反映状況」は、原則として処理を行った時点における状況等を記載している。

地方公共団体(都道府県・政令指定都市)の施策についての苦情等(総括表)

	区 分	処理済件数	未済件数	計
1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1	3	4
2	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	29	3	32
3	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	2	3	5
4	農山漁村における男女共同参画の確立	1	0	1
5	男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	6	1	7
6	高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	1	0	1
7	女性に対するあらゆる暴力の根絶	5	1	6
8	生涯を通じた女性の健康支援	1	2	3
9	メディアにおける女性の人権の尊重	8	0	8
10	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	15	2	17
11	地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	0	0	0
12	男女共同参画施策の総合的な推進	11	1	12
	その他(1～12以外)	3	1	4
	未処理につき内容非公表	-	3	3
	計	83	20	103

- (注) 1. 「区分」に「男女共同参画施策の総合的な推進」を追加して分類した。
 2. 複数の区分にまたがる苦情があるため、実処理件数とは一致しない。

地方公共団体（都道府県・政令指定都市）の施策についての苦情等

(注)区分欄

1:政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 2:男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 3:雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 4:農山漁村における男女共同参画の確立 5:男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援 6:高齢者等が安心して暮らせる条件の整備 7:女性に対するあらゆる暴力の根絶 8:生涯を通じた女性の健康支援 9:メディアにおける女性の人権の尊重 10:男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 11:地球社会の「平等・開発平和」への貢献 12:男女共同参画施策の総合的な推進
以上のいずれにも属さないものは「その他」

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
1	北海道	H15.7.29	個人：女	12	<p>(内容は2件ともほぼ同じ) 北海道及び北海道教育委員会が後援した、平成15年6月29日開催の講演会の内容は、北海道男女平等参画推進条例の精神に逆行するものであり、北海道が推進している男女平等参画社会の実現の政策とは、相容れないものだったと思う。 このような後援をしたことに対し、苦情の申し出をする。(委員の所見と道機関への助言を求める。)</p>	H15.10.1	<p>苦情処理委員から、申出人、北海道及び北海道教育委員会(後援承認を与えた関係部局)のそれぞれに対し、次のとおり助言並びに意見が出された。 ・申出人に対する助言 承認に関し、事前に講演内容が条例の趣旨に反するかどうかは明らかではなかったが、後援承認の際の添付パンフレットの記載内容が条例の趣旨に反するものと言わざるを得ないことから、後援承認部局は、より慎重に情報を求めて検討すべきではなかったかと考えられる。 ・北海道及び北海道教育委員会に対する意見 後援承認にあたり、事前に講演要旨の提出を求めることは事実上不可能であるため、事前に入手可能な情報の検討により承認の可否を決定せざるを得ず、違法性を有するものでない限り、後援承認を与えてはならないということとはできない。 しかし、本講演については、講演内容が事前に必ずしも明らかではなかったとしても、後援承認申請の際に添付された講演会主催団体のパンフレットの内容を検討すると、条例の趣旨に反するものと言わざるを得ないくらいがあることから、より慎重に講師の著書や従前の講演内容などの情報を求めて、検討すべきではなかったかと考える。</p>
2	北海道	H15.7.31	団体	12			
3	岩手県	H15.4.1	個人 (性別は公表していない。)	10	<p>岩手県教育委員会の男女共同参画の取組が非常に不十分なので、岩手県教育委員会として自らの組織に対する「男女共同参画プラン」を策定すべきである。</p>	H15.10.14	<p>岩手県男女共同参画調整委員から岩手県教育長あて指導した。【以下は指導の趣旨】 男女共同参画の推進についての教育の重要性に鑑み、以下の点に留意し、男女共同参画の視点にたった教育の効果的な取組を、早急に進めていただきたい。岩手県教育委員会の「いわて男女共同参画プラン」に基づく男女共同参画の推進施策の実施状況をみると、生涯学習等の分野については、具体的な計画指標に基づき施策が着実に進められている。しかし、学校教育の分野については、具体的な計画指標等が定められておらず、推進状況の点検、評価もなく、取組と評価が、県民に分かりにくいものとなっている。今後、本県においても、早急に、学校教育の分野について、県民に分かりやすい具体的な施策と計画指標を定めるなどし、より具体的、計画的に施策の推進に取り組んでいただきたい。また、その取組にあたっては、学校運営が、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における慣行により行われることがないよう、十分留意するとともに、学校における男女共同参画の推進等を図るため、学校長をはじめとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、早急に取り組んでいただきたい。 岩手県教育長から岩手県男女共同参画調整委員あて指導に対する措置報告があった。【以下はその内容】</p>
					H15.12.15		

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
							<p>岩手県教育委員会では、以前にご報告したとおり平成12年3月に策定した「いわて男女共同参画プラン」や学習指導要領に基づき、学校教育、生涯学習等において様々な男女共同参画に対する取り組みを実施してきており、「教職員に占める女性の割合」や「教職員の管理職に占める割合」については全国的にもかなり高い水準となっております。</p> <p>また、ご指摘のあった学校教育分野においても「いわて男女共同参画プラン」策定時において、各学校の自主的裁量を尊重する考え方等から、具体的な計画指標の設定はしませんでした。先に報告しております取り組み内容のほか、今年10月には岩手県と岩手県教育委員会の主催による「男女共同参画を考える市町村等トップセミナー」を開催し、市町村長をはじめ、市町村教育長や各学校長等にも参加頂き、男女共同参画社会づくりの理解を深め、各地域の教育現場においても男女共同参画社会の一層の促進を図られるよう努めております。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり、県民に対して具体的な取り組み状況と評価をより分かりやすくするためにも、平成17年度公表を目標に現在進められております「いわて男女共同参画プラン」全体の見直しに併せて、プランの教育に関する分野に、もっと具体的な取り組みや状況を内容に盛り込むなどの工夫や、学校教育分野においても男女共同参画推進を把握できる指標として何が的確であるか等、関係機関と協力しながら検討していきたいと考えております。</p> <p>また、学校長をはじめ教職員についても、男女共同参画関連セミナー等への積極的な参加推奨や、基本研修をはじめとする各種研修に、男女共同参画に関する内容を盛り込むことについて検討するなど、引き続き市町村教育委員会をはじめ関係機関と連携を図りながら、より一層学校運営が男女共同参画の理念に基づき行われるよう、努めて参ります。</p>
4	福島県	H15.2.14	個人：女	3	<p>折込み求人広告の中には、明らかに女性を求めていると受け取られる記述や男女別賃金が示されているなどがあります。</p> <p>県の施策ではありませんが、民間が行っているこのような内容を放置してよいのでしょうか。</p> <p>調査し、改善のための対応をお願いします。</p>	未処理	
5	福島県	H15.2.14	個人：女	12	市町村単位の行動計画（作業）策定の様子がみえてきません。促進をお願いします。	H15.5.26	市町村男女共同参画基本計画は、大変重要な取り組みであるため、県のプランにおいて目標値（70%）を設定し、研究会を開催するとともに市町村の取り組み状況に応じた助言や情報提供を実施している旨回答した。

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
6	福島県	H15.2.14	個人：女	2	2002年「えがりて」の9月号の男女共同参画週間の実施状況に、我が福島県がありませんでしたので、その理由をお尋ねします。もし、実施されていなかったら、来年度以降は実施する方向で取り組まれるようにお願いします。	H15.5.26	「えがりて」掲載については、情報の行き違いにより結果的に掲載が漏れてしまったものであり、15年度については三春町で開催される「男女共生のつどい」などの男女共同参画週間の趣旨を活かした企画の検討や男女共同参画週間を広く周知するよう準備をしている旨回答した。
7	福島県	H15.2.14	個人：男	12	市の男女共同参画室との連携がうまくいっていないような気がする。県の情報を各市町村に置くようにすると、市町村独自の色がでる施策が出てくると思う。県のプランをもっと一般の県民の目にふれるようにしないと、何をやっているのが見えない。	H15.5.26	県では、研究会の開催や市町村の取組み状況に応じた助言や情報提供など、市町村の自主的な取組みを支援し連携強化に努めているところであり、県のプランの広報について更に一般県民に広く行き渡り男女共同参画に対する理解が深まるよう広報の充実・強化を図りたいと考えている旨回答した。
8	福島県	H15.2.14	個人：女	2	大きな会場での講演会には行けない人達にも集落単位ぐらいで気軽に参加できるような、男女共同参画の大切さなどのお話があればよいと思います。	H15.5.26	県の男女共同参画にの推進に関する講演会等については、県男女共生センターを中心として実施しているが、「未来館トークサロン」を県内各地で開催している旨回答した。併せて、県の生活環境部で新たに始めた「くらしと環境の県民講座」を紹介した。
9	福島県	H15.2.14	個人：女	2	広く県民に行き渡るよう方部別に開催し、市町村に温度差があるのを少なくし啓発活動として推進して欲しい。	H15.5.26	県の男女共同参画にの推進に関する講演会等については、県男女共生センターを中心として実施しているが、「未来館トークサロン」を県内各地で開催している旨回答した。併せて、県の生活環境部で新たに始めた「くらしと環境の県民講座」を紹介した。
10	福島県	H15.2.14	個人：女	2	男女共生センターの研修会に参加する自家用車等の手配が困難なため、ブロック単位に年に1、2回開催するよう希望します。	H15.5.26	県の男女共同参画にの推進に関する講演会等については、県男女共生センターを中心として実施しているが、「未来館トークサロン」を県内各地で開催している旨回答した。併せて、県の生活環境部で新たに始めた「くらしと環境の県民講座」を紹介した。
11	福島県	H15.2.14	個人：女	2	男女共同参画に関する講演会は、一部でしかされていないので、内容がわからない方が多いので、例えばいろいろなグループの総会、会合にあたり、講演会を無料でやりますと言うような情報、周知を数多くしたらどうでしょうか。	H15.5.26	県男女共生センター等で実施する男女共同参画に関する講演会等の広報については、ホームページや案内チラシ、広報媒体等で県民に参加を呼びかけているが、更に一般県民に広く行き渡るよう広報の手法に工夫を加えながら進めていきたい旨回答した。
12	福島県	H15.2.14	個人：女	2	女性の立場で、「男女共同参画社会とは何か」、「どんな社会を形成するか」について、地域の女性として生き生きと活躍している方々に、学習の場を与えていただくことを要望します。	H15.5.26	県男女共生センターでは、地域における男女共同参画社会を積極的に推進する核となる人材を養成する「地域リーダー養成講座」や「男女共同参画基礎講座」など幅広いセミナーを実施している旨回答し、併せて、県の生活環境部で新たに始めた「くらしと環境の県民講座」を紹介した。

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
13	福島県	H15.2.14	個人：女	12 8 7	<p>県が男女共同参画の施策推進のリーダーとなるのではなく、明確なビジョンを示して、県民が共感し呼応して意欲を高める「活動の基盤づくり」の発想に立ち、ビジョンが共有できるようにしてほしい。</p> <p>女性の男性とは異なる妊娠・出産という複雑な性に立つ健康づくりにもっと施策の視点を広げて欲しい。(女性の特殊性を踏まえた保健医療サービスの提供)</p> <p>ドメスティックバイオレンスの人的体制に不足を感じる。</p>	未処理	
14	福島県	H15.1.16	個人：女	3 2	<p>県、市町村は、「雇用の分野における男女の参画状況」等の報告を求め、公表、助言、表彰等を行って欲しい。</p> <p>条例で、行政事業の入札参加資格を「男女共同参画社会実現の取組みが一定水準に達している会社等と条件付けて欲しい。</p>	未処理	
15	福島県	H15.2.14	個人：女	12 4	<p>条例化しない市町村に対し、積極的な指導を行うこと。</p> <p>農山漁村の目指そうとする姿、その中で女性の取り巻く環境づくりをどう進めるか、「農山漁村男女共同参画社会づくり」を県条例の付記事項として推進していただきたい。</p>	H15.5.26	<p>県としては、市町村の地域の自主性・独自性等に配慮しつつ、「市町村男女共同参画推進研究会」において、条例の制定準備に関するノウハウの研修やきめ細かい助言、情報提供するなど、市町村の自主的な取組みを積極的に支援していきたい旨回答した。</p> <p>県の条例の趣旨を踏まえながら、平成15年度当初に策定した「ふくしま農山漁村男女共同参画プラン」は農林水産業・農山漁村に関する具体的基本目標の位置づけにあり、県条例と一体となって推進して行く旨回答した。</p>
16	福島県	H15.2.14	個人：女	2	<p>女性のキャリアが生涯継続できるように旧姓を論文や公的文書に使用できる方策を考え、多くの人に周知して欲しい。</p>	未処理	
17	福島県	H15.2.14	個人：女	10 2	<p>小中高の各種名簿が男女別であることは課題である。混合名簿にすることを要望する。</p> <p>各市町村広報に「お誕生」の項があるが、その親の名の箇所が父親だけの町村もある。両親の名を明記することが肝要と思う。</p>	未処理	

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
18	福島県	H15.2.14	個人：女	10	ある程度は始まっていると思いますが、中学生の時から男性の生徒にも料理や育児の授業があればよいと思います。	H15.5.26	中学校では、「料理」と「育児」にかかわる学習は「家庭」の分野で取り上げられており、平成14年度からは男女にかかわらずすべての生徒が学習している旨回答した。
19	福島県	H15.2.14	個人：女	2	県でも、是非公民館に働きかけ、男女平等などに関する講座をつくっていただければと思います。	H15.5.26	県教育委員会では、市町村社会教育指導者や公民館主事等を対象に毎年継続して専門研修会を実施し、女性の自立や生き方に関する講座の開設を呼びかけるとともに、県教育委員会が主催する「男女共同参画アドバイザー養成研修会」への積極的な参加を働きかけている旨回答した。
20	福島県	H15.3.10	個人：女	1	県庁においても部長職に女性がいないのはどういうわけでしょうか。地方公務員から国家公務員まで女性の採用が少ないように見受けられます。	未処理	
21	福島県	H15.3.20	個人：女	1	県民生活の母体ともいべき県議会においてこそ、男女共同参画の活動が実現されるべきと考え、各方面で真剣に生きる有能な女性が立候補しやすい環境システムを構築されるよう要望します。	未処理	
22	栃木県	H15.4.4	個人：女	2,6	介護は女性の仕事であるとの観念が根強いため、現実には女性(いわゆる嫁)の介護負担が大きい。このような現状は、男女共同参画推進条例の基本理念に反するので、マスコミを活用して介護サービスの利用促進を図り、もって女性の介護負担を軽減し、男女共同参画社会の形成を図ってほしい。	H16.3.8	男女共同参画審議会の意見を踏まえて処理方針を下記のとおりとした。 「介護は女性の仕事」という性別による固定的な役割分担意識を解消するため、男女共同参画の普及啓発に一層取り組むとともに、「社会全体で介護の必要な高齢の方を支える」ことを理念として創設された介護保険制度について引き続き周知に努める。 県民への普及啓発の方法については、マスコミを活用した広報に加えて、県の男女共同参画地域推進員、民生委員・児童委員、人権擁護委員など地域でアドバイスできる立場にある者と連携を図るなど一層の創意工夫に努める。 各種施策の策定や実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するよう、男女共同参画推進本部(全庁的な総合推進体制)を通して関係各課との連携を密にし、男女共同参画の総合的な推進に努める。 各種制度の普及啓発において、男女共同参画の視点から適切な表現を用いるよう十分に配慮する。
23	埼玉県	H14.2.19	個人：女	2	女子児童・生徒の制服をスカートに制限するのをやめさせてほしい。	H15.7.16	県教育局人権教育課長に対して、本申出があったことを踏まえ、関連機関への働きかけを考慮されるよう助言。
24	埼玉県	H15.3.24	個人：女	2	男女共同参画推進センターで男女共同参画社会の実現に反する行為が見られる。	H15.10.24	調査の結果、申出にある内容が男女共同参画社会の実現に反する事実であると認められない旨を、申出者に通知。

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
25	埼玉県	H16.2.17	個人:男	5	県職員の育児休暇(注:労働基準法第67条に規定する育児時間に相当するもの。取得要件等を一部拡充している。)を、男女が平等に取得できるようにしてほしい。	H16.3.30	人事課長に対して、育児休暇制度は母性保護を目的としているため、男女共同参画社会の実現を阻害するものではないが、官民一体となって、男性が広く育児休暇・育児休業を取得できる社会が実現できるよう、さらに取り組みられるよう助言した。
26	神奈川県	H15.8.6	個人:女	5	家庭と仕事を両立させるには、労働時間の短縮が不可欠である。労働時間の短縮は男女平等のみならず、過労死をなくし、少子化対策にもなる。企業は利益の追求しかしないため、企業の好意にのみ頼ってはいは決して実現しない。県は国へ働きかけて、長時間労働の規制、サービス残業の禁止をぜひ実現してほしい。	H15.8.19	仕事と家庭生活、地域活動が両立できる職場環境づくりのうえから、また過重労働の観点から、県では労働時間の短縮やサービス残業の解消に向け、従来から様々な啓発を行ってきた。国では、適正な労働時間の管理に向け、賃金不払い残業の事業所に対し、指導・監督を行っている。引き続き国の機関と連携し、努力するとともに、要望の趣旨を様々な機会を捉えて国へ伝える。なお、ワークシェアリングの促進による雇用対策や仕事と家庭の両立ができるような職場環境づくりについても、様々な機会を捉えて国へ伝えていく旨を提案者へ回答した。
27	新潟県	H15.9.8	団体	10	「男女混合名簿」及び「職員が子どもを呼ぶときの男女とも"さん"づけ」を廃止する内容の『校長室だより』は、県のプラン(男女共同参画計画)及び教育庁義務教育課の事業計画の推進に反するものである。	H16.3.11	「苦情の申出非該当(施策に対する苦情に該当しない。)」とした。 なお、苦情申出者への通知に、教育庁義務教育課の「男女平等教育と男女混合名簿についての基本的な考え方」を添付した。 また、義務教育課では「男女平等教育の手引き(平成16年3月新潟県教育委員会)」を作成し、各学校、市町村教育委員会、県の教育事務所等へ配付し、周知を図った。
28	福井県	H15.11.25	個人:女	2	公立中学校に教員として勤務しているが、婚姻後の旧姓使用が認められない。	H15.12.25	以前から、市町村教育委員会に対し、旧姓使用に関する取扱要領を定め適正に運用するよう指導していたが、徹底を図るため、当該市町村への働きかけを行うとともに、市町村教育委員会会議においてあらためて要請した。
29	静岡県	H15.4.15	個人:男	10	・内閣府の「国会の質疑について」の通知が学校に届いておらず、各小・中学校へ通知してほしい。 ・男女混合名簿は学校では使いにくい。保健体育などでは男女別名簿を作成しており、現場の意見を汲み取って進めてほしい。	H15.4.21	【処理結果】 ・内閣府通知「国会の質疑について」は、既に市町村長あて通知してあるが、申出を受けて、改めて各市町村長あてに小・中学校への周知徹底を文書で依頼した。 ・また、混合名簿が使いにくい旨の申出内容を県教育委員会に伝えるとともに、教育現場の意見を反映させながら男女共同参画施策を進めていく旨回答した。 【施策改善への反映】 ・教職員セミナー等の場において男女共同参画についての正しい理解の普及啓発を図った。 ・全ての公立学校において男女混合名簿の利用を継続している。

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
30	静岡県	H15.4.18	個人：男	5	・「男女共同参画」という言葉は「男」の字が先では平等でなく、「女男共同参画」の方がふさわしい。 ・自分は独身で仕事と家庭を両立しているが、「会社は、既婚者に対して配慮しすぎており、男女の役割分担を意識しすぎていて不公平」である。	H15.4.22	【処理結果】 ・「女男共同参画」がよいという申出に対して、男女共同参画の趣旨を説明し、理解を求めた。 ・企業セミナー等の場において既婚、未婚を問わず男女が職業と家庭や地域生活の両立ができるライフスタイルについての事業主への理解や環境づくりを進めていく旨回答した。 【施策改善への反映】 ・仕事と家庭の両立支援制度の導入などについて事業主への普及啓発を図った。
31	静岡県	H15.5.1	個人：男	10	・雑誌で見たが男女の高校生が同じ部屋で着替えをするのは性の開放の行き過ぎであり許せない。男女共同参画は性のモラルまで否定するのか。子どもがその高校に入ると心配である。	H15.5.6	【処理結果】 ・高校生の男女同室での着替えは許せない旨の申出内容を県教育委員会に伝えた。 【施策改善への反映】 ・一部の市で行っていた小学生の男女が同室宿泊する校外宿泊学習について、市教育委員会が改善を指導した。
32	静岡県	H15.6.9	個人：女	10	・中学校3年の子どもが持ち帰った社会科単元試験の自習用プリントの解答例が、女性のわがままが少子化の要因であると受けとめられるような解答例となっていた。これは、教材として適切でないので学校を指導してほしい。	H15.6.12	【処理結果】 ・「女性のわがままが少子化の原因」と受け取られる解答例は不適切である旨の申出内容を県教育委員会へ伝えた。 ・県教育委員会から、少子化は家族や地域社会、経済、政治など様々な条件や要因から生じており、出産を女性のみのことと捉えるのは問題であること、また、市教育委員会に対して指導した旨を回答した。 【施策改善への反映】 ・市教育委員会の学校訪問や教職員研修会等の機会を通じた人権意識の高揚の指導を図った。
33	静岡県	H15.7.4	個人：男	その他	・県男女共同参画会議の公募委員の応募資格に県広報紙に記載のない「70歳未満」の要件があったが、憲法違反ではないのか。また、この年齢要件が県庁まで出向かないとわからないのはなぜか。公募以外の委員にも年齢制限があるのか。	H15.7.8	【処理結果】 ・県男女共同参画会議委員の選任要件として「70歳未満」の年齢要件を設けていたが、応募資格を一律に年齢で制限することは、個人の持てる能力の排除にもつながりかねないことから、再検討することとした。 【施策改善への反映】 ・公募委員の年齢要件を撤廃し、男女共同参画会議委員としてふさわしい者を年齢にこだわらず選任した。
34	静岡県	H15.7.22	個人：男	5	・企業のリストラが進み育児休業の取得が困難な状況も発生しており、民間では男女共同参画を進める条件整備が整っていない。男女共同参画は、縦割りではなく、福祉、教育等の分野と連携を図りながら進めていくべきだ。	H15.7.22	【処理結果】 ・男女共同参画は、福祉、教育等の関係部門と連携を図りながら進めている旨説明して、理解をいただいた。

整理 番号		受付 年月日	申出者 (個人・団 体別、性 別)	区分	申出内容	処理 年月日・ 未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
35	静岡県	H15.7.28	個人：男	1	・地域防災等に関わる自治会長はほとんど男性が占めているが、本来地域活動は男女が協力しながら進めるべきである。市町村行政は縦割りで、意見を申し立てても反映してもらえないので、県から市町村や自治会に対して指導してほしい。	H15.7.28	【処理結果】 ・市町村や自治会等に対して、男女共同参画の趣旨の理解を深めてもらうとともに、政策方針決定の場への女性の参画を積極的に働きかけていく旨回答した。 【施策改善への反映】 ・市町村担当課長会議や県内民間団体ネットワーク会議等の場を活用して自治体等における積極的な女性登用を働きかけた。
36	静岡県	H16.2.20	個人：男	12	・女性というだけの理由で報酬に差をつけることは是正されるべきと思うが、「男らしさ・女らしさ」の否定は別問題であり、不細工な女が美人を否定するか、家事もろくにできない女が家事を否定することは、自己を正当化する目的で男女共同参画を利用しているにすぎない。男女共同参画推進者たちは、なぜイラク派遣に関し、「隊員の半分は女性にしろ」と主張しないのか疑問だ。「男らしさ・女らしさ」を否定する男女共同参画には断固反対する。	H16.2.24	【処理結果】 ・「男らしさ」「女らしさ」は社会や状況に応じて、多様な意味を持つもので一概に定義できず、また、生物学的な性差にかかわらず、多くの男女が「男らしさ」「女らしさ」といわれる特性を共に備えている。しかしながら、固定的な「男らしさ」とか「女らしさ」を強調することが、差別的取扱いを生み出し、個人の個性と能力を十分に発揮することを妨げる障害となるおそれがあるので、これを強調しすぎることは、適当でないと考える旨回答し、理解を求めた。

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
37	三重県	H15.9.16	個人：女	5	<p>全国各地で犯罪の低年齢化など、子供たちの問題行動が取り上げられています。私は、この問題を解く鍵は、「家庭」だと思っています。</p> <p>「お母さん」がどんどん弱まっている現状があり、母親となりながらも精神的に未熟なお母さんが増えています。赤ちゃんを生んだら、直ぐ完璧な親となっていなければならない訳ではないですが、母として子供と共に成長し、大人になっていくという事はあります。しかし、今のお母さん達には、「自分が我が子の人生を預かっている」・「子供の人格形成に大きく関わっている存在である母親としての自覚」が本当に薄いと思います。</p> <p>今、母と子の絆を深める機会が、女性の社会進出、ジェンダーフリー等の言葉によって、どんどん奪われています。その結果子供達は、「人を信じる力」を見失い、「生きる力」を奪われ、社会性を保てなくなっているのではないのでしょうか。</p> <p>「母と子の人としての深い繋がり」という基盤があって、初めて子供は人を信じ社会性を発揮し、また、自分の持てる力をぞんぶんに発揮し、成長していけるのだと思います。知事はいかがお考えですか。</p>	H15.9.26	<p>処理結果 申出内容及び下記について、県のホームページにて「県民の声」として公開した。</p> <p>家庭は生活の基本的な場であり、男性も女性もともに子育てに関わることは、子ども的人格形成にとって非常に重要であると考えています。</p> <p>三重県が進めている男女共同参画においても、社会のさまざまな分野へ参画するとともに、男女が相互に協力し、社会の支援を受けながら、ともに家族の一員としての役割を円滑に果たすことをめざしています。</p> <p>また、21世紀の社会は、これまでの経済活動中心の生き方を見直し、家庭生活、職業生活、余暇活動などバランスのとれた生活を築いていくことができる社会でありたいとも考えています。</p> <p>現在、策定中の「県民しあわせプラン」においても、ささえあいや絆を大切にする三重の創造をめざして策定作業を進めていきます。</p> <p>施策改善への反映状況 施策の参考とする。</p>
38	大阪府	H15.2.4	団体	12	<p>府教委の後援を受けた講演会のチラシに、子育ては母親だけの責任で、子どもに問題が生じるのは母親が原因であるかのような表現があった。府教委の後援には非常に権威があるので、後援名義の使用を承認する場合には、男女共同参画推進の立場から、慎重に判断してほしい。</p>	H15.5.29	<p>(処理結果)施策苦情処理委員は、知事に対して、次のとおり事案に対する意見を述べた。</p> <p>府教委は、当該講演会について、おおむね適切な対応をしていることが認められる。後援名義の使用承認に関しては、府教委が後援しているという事実が及ぼす影響力を十分に認識し、教育、学術、文化の振興の観点のみならず、教育において重要な視点の一つである男女共同参画の推進をはじめ、府が全庁的に推進することとしている施策との整合性を確保する観点からも、より多面的かつ慎重な審査を行うなど、運用には万全を期されたい。</p> <p>(反映状況)知事(施策実施機関：府教育委員会)は、施策苦情処理委員の調査結果等を踏まえ、次のとおり苦情処理方針を決定した。</p> <p>後援名義の使用承認については、教育、学術、文化の振興の観点はもとより、教育において重要な視点の一つである男女共同参画の推進をはじめ、関係諸法令の理念にも留意するなど多面的に審査を行い、関係部局・課とも十分連携して対応する。事業内容に疑義が生じる場合には、必要に応じて関係資料を収集するなど、より慎重な審査を行っていく。</p>

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
39	兵庫県	H14.11.5	個人：女	10	県教育委員会の高等学校保健体育教員採用試験において、受験者数に対する合格率に男女で著しい違いが見られることから、その改善を求める旨の申出	H15.6.27	申出者からのヒアリング、関係者からの資料提出やヒアリングを受け、合議のうえ、県教育委員会事務局教職員課長に対して、選考試験にあたっては、各学校の保健体育科教員の男女比率を考慮し、男女教員のバランスのとれた採用に向けて配慮するよう助言した。なお、その後、同課長から、平成15年度の採用候補者選考試験結果とともに、試験実施にあたっては、今後とも、男女教員のバランスのとれた採用に向けて引き続き努力する旨の報告があった。
40	奈良県	H15.3.25	団体	2	「女人禁制」について、男女共同参画の視点から差別的伝統を見直すよう関係団体等に働きかける必要があるのではないか。	H15.4.18	人権・文化財・男女共同参画・宗教法人担当課で協議を行い「男女共同参画の形成について県民の中で広く議論がなされ、その結果として自ずと社会の様々な制度や慣行の見直しの検討が進められると考える。また、県民の一人一人が日常生活の中での様々な人権問題に気づき、正しい理解を深めるよう啓発に取り組む」と回答する。
41	奈良県	H15.11.19	個人：女	2	こども家庭課所管の「結婚ワクワク・子どもすくすく県民会議」で発行した「おおきなお世話のしあわせ座談会」の内容が、「育児は女性のみが担うもの」と、役割分担意識を助長するものである。	H15.11.30	男女共同参画課・こども家庭課・人権施策課で協議を行い、県の取り組みについての主旨を説明。
42	鳥取県	H15.5.13	個人：女	2,9	鳥取県立生涯学習センターが作成配布した「募集家庭教育私の子育て体験記」とのタイトルのチラシには、母親と女の子の写真が大きく左側にデザインされている。 この写真と文面を合わせたデザインでは「子育ては女の仕事」と言わんばかりの図式となっており、性別役割分担意識を助長しているところがある。既に鳥取県行政広報物ガイドラインが出されているのに、作成者はその趣旨を十分に理解していない。 さらにはこのチラシを作ったのが実質的に男女共同参画を推進すべき立場にある教育委員会であるところが問題である。教育委員会は、このような性別役割分担意識を助長しないように十分に配慮する必要がある。	H15.9.3	鳥取県知事及び鳥取県教育委員会委員長に各々つぎのとおり対処するよう助言した。 1 県は、関連団体の広報を含めすべての広報業務に関連する県の職員にガイドラインの内容を説明し、その理解を深めるために、再度、研修を実施すること。 2 教育委員会は、今後のチラシの発注に関するチェック体制を改め、業者に発注する以前の段階からガイドラインとの整合性を検討するものとする。こと。 3 教育委員会は、本件のチラシの内容たる体験記の入選作品の紙上発表の際に、本件申出があったこと、誤解を招いたことについての弁明を行うこと。 4 県は、印刷工業組合を通じる等して、県内の今後広報物を担当する可能性のある印刷業者に対し、本件申出の審査結果を公表し、今後の各担当部局のガイドライン遵守のための協力を呼びかけること。

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
43	鳥取県	H15.5.15	個人：女	2,9	<p>中学校入学式において、青少年育成鳥取県民会議作成の「育てよう明るく元気な中学生を」のパンフレットが配布され、この中に「出番です、お父さん。」「考えるときです、お母さん。」の記述がある。これはお父さん、お母さんと分ける必要はなく、親として双方に必要なことであり、特に「優しさと、毅然とした態度」はお父さん、「お母さんの手づくりを」では料理するのはお母さんのような性別役割を固定化した表現に問題がある。カットも、男女の固定観念の表現が多く、これらのことは、鳥取県男女共同参画推進条例第22条「公衆に表示する情報に係る制限」に反しているのではないか。県が作成、配布するものについて、男女共同参画の視点に欠けるものがないよう職員の研修、共通認識を深めて欲しい。</p>	H15.9.9	<p>今後、県民会議の理念が生かされ、現代の視点で表現された良い啓発資料の発行を期待し、県に対して次のとおり助言した。</p> <p>1 県は、県民会議の事業が青少年の健全育成に与える影響が大きいことに鑑み、「男女共同参画社会基本法」及び「鳥取県男女共同参画推進条例」ができ、社会情勢も変わった中で、同会議が幅広い見識を持ち活動するよう協力を呼びかけること。</p> <p>2 県は、県の関連団体に対して、男女共同参画の推進、及びガイドラインの理解を深めるための啓発に努めること。</p>
44	鳥取県	H15.7.5	個人：女	2,9	<p>青少年育成鳥取県民会議等が作成したポスターとチラシについて、チラシの表のさし絵では、常に被害者が女性であるような固定的な意識がよみとれる。男性には、狼のかぶり物をつけ、「適当に遊んでやれ」「いい金づるだ」と言い、男性は狼だと固定的なイメージを与えているように思う。女性に悪い人はいないかという、そうでもないと思う。男性が被害者になっているケースもあるということだ。</p> <p>裏のさし絵で、泣いているのは女性で、いつも泣くのは女性だというイメージを与える。長い間の固定的概念からくる意識が表現に出てきているように感じる。</p> <p>鳥取県行政広報物ガイドラインでは、男女共同参画の視点に立って適切な表現を工夫することを示している。そのガイドラインを根拠にしながら気になる表現について申し出る。</p>	H15.11.13	<p>知事に対し、下記のとおり助言した。</p> <p>1 県は、行政広報物の重要性に鑑み、その広報の目的についての効果を重視することにより男女共同参画の趣旨が後退することのないよう改めて県及び関係団体の広報責任者に確認を求めること。</p>

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
45	鳥取県	H15.7.10	個人：女	2,9	<p>「第28回部落解放鳥取県研究集会」のポスターに描かれている男性が女性より、縦横ともにとても大きく描かれており、男女の体格のイメージを固定化する表現である。</p> <p>「鳥取県行政広報物ガイドライン」の「2 必要以上に性別により区分する表現」の中に「男性を女性よりも背が高い、あるいは体格の立派な存在として描く表現」は避けるようにとある。</p> <p>多様な個人の差異を無視し男女の体格を固定的にとらえ、差異を強調して描くことは人権を扱う研究集会のポスターとして問題である。</p>	H15.10.29	<p>鳥取県及び鳥取県教育委員会に対し次のことを強く助言した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政広報物の表現の改善は、男女共同参画推進への有効な方策の一つであることの認識を徹底すること。 2 「ガイドライン」の配布先の確認と検討を行い、外郭団体への配布と趣旨の徹底を行うこと。 3 行政広報物を作成する際に「ガイドライン」に基づく確認を義務づける体制づくりを検討すること。
46	鳥取県	H16.1.14	個人：女	3,5	<p>託児付きの職業訓練があれば、将来の就労にむけて、より前向きに、社会参画の構図が具体的に書けるのではないが、職業訓練学生として既存の保育施設を利用して頂く方向で、保育所の受け入れ対象要件を緩和して頂き、保育料の軽減措置もしくは、事業所の一部負担をも含めての行政側の新しい助成制度の導入検討など、子育てをしながらでも生活を維持する為に就労せざるを得ない女性の現状を汲み取って頂きたい。</p>	未処理	
47	島根県	H15.3.10	個人：女	10	<p>栄養士の資格をとったり保育士になりたい男子高校生の希望をかなえられる進学先は、県内では県立女子短期大学しかない。男女共同参画の家庭や地域をつくるために、早急に共学を検討して欲しい。</p>	H15.4.25	<p>県立女子短期大学において学内検討組織を立ち上げ、大学全体の見直しに取り組んでいるところであり、この中で検討を進める旨の回答を行った。</p>
48	岡山県	H15.4.10	個人：男	2	<p>町所有の寮の入居資格を女子学生に限っている。男女共同参画の観点から問題がある。</p>	H15.4.14	<p>町に確認したところ、「隣市の公立短期大学の女子学生を対象として募集した。寮なので男女混合で住むことはできず、短期大学看護学科は女子学生が多いのでそうしている。」とのことだった。県から指導の権限はないが、意見があったことを町へ伝えた。また、処理結果を本人に伝えた。</p>

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
49	岡山県	H15.9.8	個人：男	12	県主催の男性向け講座で「男だから泣いてはいけない、強くなくてはいけないというのを考え直してみよう」というのを考え直してみようというらしいが、これは日本の古き良き伝統的な男らしさを否定している。そのような指導は行政がすべきではないと思う。	H15.9.8	「この講座については、男らしさ、女らしさを全部否定するものではなく、男だから、女だからこうでなくてはいけないという決めつけから解放しようとしている。引き続き『性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会』を目指して施策を推進する。」と回答した。
50	徳島県	H15.3.24	個人：女	2	県立高校入試における受検番号、並びに学科試験や面接教室の男女の区別をなくしてほしい。	H15.6.12	申出に係る施策の所管課からの回答及び活用可能性調査を庁内で実施し、その結果等を踏まえ、教育委員会の回答を申出者に伝えるとともに、申出の趣旨を今後県の関係施策に活用する旨を回答 (教育委員会回答) 県立高校入学者選抜時における受検番号並びに学力検査や面接の実施教室を男女別としていることについては、中学校長から提出する「志願者名簿」を男女別に作成していることに起因しています。そのため、平成16年度入学者選抜より「志願者名簿」を男女別とする取扱いを廃止するものとします。
51	愛媛県	H14.12.27	個人：女	その他	県の公共施設に半裸の女性像が設置されているが、女性の裸像を鑑賞物として扱うことは女性を性的象徴として扱うものであり、公共の場に置くことはふさわしくないので、撤去を求める。	H15.4.9	・芸術作品は見る人の主観によって様々に解釈されるものであり、明確な判断基準を設けること自体が困難であることから、個々の事例に応じて適否を判断する必要があるが、今回の作品を公共施設に設置することについては問題ないと判断。
52	愛媛県	H15.4.13	個人：女	その他	県知事がミス と面会しないこと及びミスコンテスト関連行事等への県の関与についての調査・指導を求める。	H15.6.5	・面会しないよう求めることは適当ではなく、調査については、平成14年10月のミスコンテストに関する申出を検討した際に既に実施し、また指導についても推進委員の助言に沿って県の対応方針を定め各部署等に周知しているため現段階では必要ないと判断。
53	愛媛県	H15.5.27	個人：女	7	婦人相談所のホームページは、ことさら売春防止を前面に押し出していることから、ドメスティック・バイオレンスなどに関する相談をためらう女性が出てくるのではないかと懸念されるので、ホームページの記載のあり方を再検討すべきである。	H15.7.4	・調査の結果、記載内容に誤りがあるものではないが、相談者の視点に立って内容が修正された。
54	愛媛県	H16.2.5	個人：女	その他	県知事の「娘」への激励が表敬訪問に対する礼儀を超えており、県の対応方針の趣旨から逸脱するものであるため、今後は改めてもらいたい。	未処理	

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
55	愛媛県	H16.2.5	個人：女	8	県の委託を受けて作成されたパンフレットの内容が、思春期の女性の性的自己決定権と女性の健康を軽視するものであるので早急に改定を行うべきである。	未処理	
56	佐賀県	H15.7.8	個人：女	2	性別による固定的な役割分担意識が特に男性において強い。男女共同参画の意識がもっと浸透していけばよいと思う。女性の晩婚化や少子化問題の前に役割分担意識から解決していくべきではないか。	H15.7.17	【処理結果】 今後ともあらゆる分野で男女共同参画が推進されるよう普及啓発活動を実施すると回答。 【施策改善への反映状況】 ・16年度予算において出前講座を継続要求し、予算化した。 ・16年度の県の広報誌に男女共同参画関連記事が毎月掲載されるよう要求した。
57	佐賀県	H15.7.14	個人：女	2	男女共同参画社会を実現するため、県の総合窓口で寄せられた意見等を県の施策の中にどのように活かしていくのか。	H15.8.5	【処理結果】 県庁にある相談・情報センターを充実して、新たに女性のための相談、提言の窓口を設置する予定と回答。 【施策改善への反映状況】 ・H15.8.31に女性のための相談、提言の窓口を設置した。
58	佐賀県	H15.7.14	個人：女	12	県の男女共同参画推進審議会の公募委員の数を増やしてほしい。また、地区ごとに男女共同参画社会会議を設けたらどうか。	H15.8.5	【処理結果】 平成16年度委員改正の際、公募委員の数を含めて委員の構成を検討すると回答。県としては、市町村へ基本計画の必要性や作り方などを支援していくと回答。 【施策改善への反映状況】 ・公募委員については、公募枠を増やす予定。 ・市町村への支援については、16年度から県主催の地区での出前講座に市町村職員の出席要請を行っていく。
59	佐賀県	H15.9.7	個人：男	2	職場における男性管理職の意識改革が前提にあつてこそ、男女共同参画が成り立つのではないかと。	H15.9.10	【処理結果】 事業者向けパンフレットを作成し、商工会の会議、同業者組合の会合などに出向いて、普及啓発活動を実施していくと回答。 【施策改善への反映状況】 事業所向けパンフレットを作成した。16年度は各団体の総会で出前講座の利用を呼びかける予定。
60	佐賀県	H15.9.19	個人：男	2	出不足金について、どのように考えたらよいか。	H15.9.19	【処理結果】 ・高齢でも女性でも力仕事をこなす人はいるし、若い男性でも力仕事は不得意な人がいるので、高齢者や女性に対して一律の男性の何割と出不足金を決めるのは問題であると回答した。
61	佐賀県	H16.1.25	個人：女	2	婚外子出産について、日本ではまだまだ偏見や差別があって、社会的に公認する状況にないことが、人口が激減している一因と考えられる。女性の人権問題を含め、みんながもう少し真剣に考えるべきだと思う。	H16.2.4	【処理結果】 今後も男女共同参画の意識の啓発を行っていくと回答。

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
62	鹿児島県	H15.4.11	団体	2	某推進員に男性が登録できない。	H15.4.11	同推進員協議会の上部団体が男性の登録を認めていない。
63	鹿児島県	H15.4.15	個人：男	10	学校現場における男女の区別の必要性について	H15.4.15	児童の人権の視点に立った「区別」の問題点について説明
64	鹿児島県	H15.5.10	個人：男	2	行事の広報期間や参加者の募集方法の改善について	H15.5.10	担当課に改善を要請した。
65	鹿児島県	H15.5.14	団体	9	市町村職員に対する男女共同参画の視点での広報の在り方に関する研修の必要性について	H15.5.14	県・市町村の広報担当職員を対象とした県主催の研修会で「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を配布した。
66	鹿児島県	H15.5.19	団体	2	県の事業の中に、性別固定的役割分担に基づき、その対象を女性に限定しているものがある。	H15.5.19	担当課へ改善を要請した。
67	鹿児島県	H15.5.22	個人：女	3	セミナーの対象者について	H15.5.28	対象者を拡大した。
68	鹿児島県	H15.6.4	個人：男	2	県のジェンダーフリーの使用について	H15.6.4	ジェンダーフリーは使用していない旨回答
69	鹿児島県	H15.6.5	個人：女	8	県の相談機関の相談員の対応について	H15.6.5	当該機関に申出内容を伝えた。
70	鹿児島県	H15.6.5	団体	7	県の相談機関の職員の対応について	H15.6.5	当該機関に申出内容を伝えた。
71	鹿児島県	H15.6.10	団体	7	DV被害者に対する関係機関の対応について	H15.6.10	担当課へ対応を依頼した。
72	鹿児島県	H15.6.12	個人：男	10	混合名簿の導入について	H15.6.12	申出人自身が関係機関に問い合わせた。
73	鹿児島県	H15.6.19	個人：女	9	県が作成するポスターについて	H16.7.28	庁内会議にて指摘し、改善を求めた。また、16年度に入り、各課に「男女共同参画の視点からの広報の手引」を配布した。
74	鹿児島県	H15.8.19	団体	10	講演に対する県や教育委員会の後援について	H15.8.19	事情を説明し講演内容の確認を行った。
75	鹿児島県	H15.10.27	個人：男	10	学校が発行した便りの表現について	H15.10.31	教育庁の担当課に対応を依頼した。
76	鹿児島県	H15.11.10	団体	7	DVに関する地域ネットワークづくりと関連情報の提供の必要性について	H15.11.10	ネットワークづくりは16年度の新規事業の中で検討することにした。また、情報提供については担当課に対応を依頼した。
77	鹿児島県	H16.1.22	団体	7	DV被害者に対する関係機関の対応について	H16.1.22	関係機関の担当課に対応を依頼した。
78	鹿児島県	H16.1.23	個人：男	10	県の機関における書籍の管理について	H16.1.27	当該機関で図書の本棚卸しを実施し、在書状況を確認

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
79	鹿児島県	H16.3.1	個人：男	10	男女共同参画に関する講座における男性の参加促進と英語の多用防止について	H16.3.1	広報の在り方を検討。日本語に一言で置き換えられない英語が多いため、使用する場合はできる限り注釈を付けていると説明。
<p>鹿児島県注 1.平成15年度鹿児島県議会における「ジェンダーフリー」に関する陳情の採択に対する意見等は除外した。 2.平成16年度に苦情処理要綱を策定する予定であり、申出の内容及び処理内容の公表の方法については現在検討中。</p>							
80	札幌市	H15.10.10	団体	12	某団体の講演会に札幌市と教育委員会が名義後援したが、この講演会の内容等が男女共同参画推進条例に違反しているのではないか。	H15.10.30	講演内容を調査した結果、男女共同参画推進条例の趣旨に抵触している部分があり、遺憾である。今後は名義後援の承諾についてはより一層慎重な対応をしたい。
81	仙台市	H16.2.9	個人：男	12	男女共同参画推進センターエル・ソーラ仙台的相談が女性のみしか受付けていないなど、財団法人せんだい男女共同参画財団の業務自体が男性を差別している。	H16.3.19	【処理結果】男女共同参画推進センターの設置の趣旨や事業の意義及び相談事業の状況などを説明し、エル・ソーラ仙台での男性からの相談への対応については、将来的な課題として、研究・検討していく旨回答した。
82	名古屋市	H14.11.22	個人：女	3	市の施工する工事においては、女性差別をしない企業を優遇するなどを通じて、女性が働きやすい現場になるよう働きかけてほしい。	H16.1.20	発注業者向け啓発リーフを作成する 現場指導における男女平等の視点の検討
83	名古屋市	H14.11.25	個人：男	9	地下鉄における広告の中に、女性のセミヌード写真があるなど、女性をことさら強調するようなものを見かける。性を商品広告の手段にすることをチェックを求める。	H16.1.20	担当職員研修の実施 運用基準に男女平等の視点を入れる
84	名古屋市	H14.12.18	個人：男	1	教員における管理職登用に、早急に女性の管理職登用を進めるべきである。	未処理	
85	名古屋市	H14.12.19	個人：女	9	地下鉄における広告に女性の性を商品化したものがあるので、広告物を掲出する際の基準に女性差別禁止及びジェンダーハラスメントのチェック基準を入れてほしい。	H16.1.20	担当職員研修の実施 運用基準に男女平等の視点を入れる
86	名古屋市	H15.1.6	個人：女	10	男女混合名簿の徹底と、混合名簿が進まない原因である現場の男女平等意識の改革を求める。	未処理	

整理番号		受付年月日	申出者 (個人・団体別、性別)	区分	申出内容	処理年月日・未処理	処理結果及び施策改善への反映状況
87	大阪市	H15.12.4	個人：男	5	母子家庭と父子家庭のサービス格差をなくしてほしい。	H16.4.9	<p>制度の対象としては本市が実施する施策であることから、「市営交通料金の福祉割引」、「駐輪場利用料金の割引」、「市営特定目的住宅（母子住宅）」とした。</p> <p>(1)「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について 平成15年度において、母子家庭等に就業支援サービスを提供する就業・自立支援センター事業（法律相談・生活相談は父子家庭も対象）を本格実施し、母子家庭の母の安定した就労を支援する自立支援給付金を創設するとともに、日常生活支援事業（父子家庭も対象）を拡充するなど、ひとり親家庭等に対する総合的な自立支援策の推進を図っている。</p> <p>さらに、現在とりまとめ中である実態調査の結果に基づき、総合的計画的にひとり親家庭に対する施策を推進するため、平成16年度中に「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定予定。</p> <p>(2)市営交通料金の福祉割引について 一般世帯と比べ収入格差が著しい母子家庭に対する経済的支援策として、市営交通機関等乗車料金の福祉割引を実施している。今後、上記計画を策定する中で、市営交通料金の福祉措置のあり方について検討していく。</p> <p>(3)市営特定目的住宅（母子住宅）について 母子家庭については、厚生省通達により、公営住宅入居に際しての優先的な取り扱いが通知されている（経済的な問題、民間賃貸住宅に入居しにくいという社会状況等）。本市では、母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯等を対象に、福祉目的の市営住宅募集を毎年5月に実施。父子家庭の住宅に関するニーズについては、現在とりまとめ中の実態調査の結果を分析するとともに、上記計画策定のための委員会において当事者の意見を聴取するなどして、その実態を把握していく。また、これらの実態把握を踏まえて、上記計画を策定する中で、父子家庭に対する福祉住宅枠の設定についても他の募集枠との関係も含め総合的に検討していく。</p> <p>(4)駐輪場利用料金の割引について 自転車利用が多様化される中、福祉施策の観点から経済的基盤の弱い低所得者に対して、駐輪場を利用しやすくなるよう料金の減額措置を行っており、母子家庭を対象に実施している。現在、父子家庭については料金割引の対象にしていないが、今後、上記計画を策定する中で検討していく。</p>
88	神戸市	H15.10.20	個人：男	2	神戸市営地下鉄の女性専用車両は男性差別だから、廃止してもらいたい。	H15.12.18	「女性専用車両は、痴漢等の被害発生防止のためにとりうる有効な手段であり、その運用に特に問題はない。」という調査結果をふまえて、是正等の措置なし
89	神戸市	H16.2.4	個人：男		未処理につき非公表	未処理	
90	神戸市	H16.2.9	個人：男		未処理につき非公表	未処理	
91	神戸市	H16.2.9	個人：男		未処理につき非公表	未処理	
92	広島市	H15.11.19	個人：女	10	男女別名簿となっている市内中学校があるが、この実態をどう考えているのか。実態を調査し、改善に向けて指導してほしい。	H15.12.1	関係部署が調査の準備が進めていること、関係部署に対して本市男女共同参画推進条例の理念を改めて周知する旨回答した。